

【介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス 重要事項説明書】

小倉デイサービスセンター

1 担当・説明者 生活相談員

2 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容

①ご利用日 「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画」に定めるとおり

②ご利用時間 ○午前10時～午後3時10分まで（送迎時間は含みません）

③ご利用場所 安曇野市三郷小倉6079-1 小倉デイサービスセンター
（外出行事においては、この限りではありません）

④ご利用可能設備等

食堂兼機能訓練室		123.5 m ²	静養室	2ヶ所 (30.5 m ²)
相談室		1室 (15.6 m ²)	事務室	1室 (22.5 m ²)
浴室	一般	一般浴場 (大浴場) リフト浴	送迎車	リフト付普通車 普通車 合計 6台
	特殊浴	座浴槽 (車椅子浴)		
		臥浴槽 (寝台浴)		

⑤サービス内容

「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画」に沿い、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。併せて、ご希望のサービスごとの各種計画書を作成し、個々の状態にあった機能訓練等を行い、定期的にその進捗状況を評価します。なお、その日のお身体の状況によって一時的に変更することがあります。

⑥料金

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（通所型独自サービス）利用料

○午前10時～午後3時10分まで (円)

	要支援区分	1回あたりの利用料	1月あたりの自己負担(1割)
	週1回利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)		1,798
	週2回利用 (事業対象者・要支援2)	36,210	3,621

*上記料金には、送迎・入浴等基本サービスが含まれています。

○その他の諸費用

・総合事業対象分加算 (円)

	加算名称	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担(1割)
○	送迎未実施減算	片道1回あたり	-47
	科学的介護推進体制加算	400	40
○	サービス提供体制強化Iイ	週1回	880
		週2回	1,760
○	介護職員処遇改善I	基本料に各種加算減算を加えた総額×9.2%	

・実費分 (円)

	名 称	内 容	1 回あたりの自己負担
○	昼食 (おやつ含む)	食事にかかる費用	750
その他、おむつ代・レクリエーションにかかる費用は自己負担となる場合があります。 連絡帳・連絡袋代は実費となります。			

上記料金 (実費分以外) は月額定額となっております。月途中での各種変更については次のとおりの取り扱いとなります。

○料金変更なし

- 1) 月途中でサービス開始となった場合
- 2) 月途中でサービス終了となった場合
- 3) 月途中で利用者がサービスを休んだ場合
- 4) 月途中で利用者が契約解除等による事業所替えをした場合

○料金変更あり (日割り)

- 1) 月途中で要介護から要支援 (又は事業対象者) と変更になった場合
- 2) 月途中で要支援 (又は事業対象者) から要介護と変更になった場合
- 3) 月途中で同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 4) 月途中で要支援度が変更になった場合

3 サービスをお休みする場合

- ①健康上の理由の他、利用者のご都合でサービスをお休みになる場合、前日午後 5 時 30 分までにご連絡ください。
- ②お休みされた場合の料金について
 - ・包括的料金設定の為、原則的には料金の変更 (減額) はありません。
 - ・可能な限り、利用日の変更等で対応します。
 (提供日前日午後 5 時 30 分までにご連絡いただいた場合に限りです。)

4 健康上の理由によるサービスの中止、又は一部中止及び変更

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ④ ②及び③に関して事前にご家族への連絡が取れない場合でもサービスを中止又は変更することがあります。その場合でも、適切に対応してできるだけ速やかにご家族へご連絡するように努めます。

5 利用日及び時間の一時的な変更について

利用予定日以外の一時的なご利用等の変更をご希望される場合、ご希望される日によっては追加又は変更することができますのでご相談ください。

6 料金の支払方法

毎月 10 日以降直近利用日に前月分の請求をいたしますので、当月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は次の 3 通りの中からお選びいただけます。

- ・ 銀行口座からの引き落とし
- ・ 当施設銀行口座へのお振込み：振込先 八十二銀行 三郷支店 普通預金
社会福祉法人七つの鐘 理事長 関 健
口座番号 259-667

- ・現金：原則といたしまして小倉デイサービスセンター事務所にて、直接お支払いください。なお、紛失等を避ける為、連絡帳と一緒に料金を入れることはご遠慮ください。

7 小倉デイサービスセンターが提供するサービスについての相談窓口

管理者 関 了

電話 0263-87-7702 *ご不明な点は、なんでもおたずねください。

8 サービス内容に関する苦情窓口

①当センターご利用者苦情窓口 担当 管理者 関 了

電話 0263-87-7702 (受付時間月～金曜日8:30～17:30)

②当センター以外に、下記へ相談、苦情を伝えることができます。

- ・松本市役所高齢福祉課 介護予防担当 34-3237
- 安曇野市役所介護保険課 介護予防担当 71-2474
- ・社会福祉法人七つの鐘 第三者委員 金井 伸 78-3361
- 中村 栄 77-5183
- 久保田 育美 77-2276
- ・長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1580
- ・長野県福祉サービス運営適正化委員会 0120-28-1709

9 小倉デイサービスセンターの概要

① 提供できるサービスの種類と地域

名称	社会福祉法人七つの鐘 小倉デイサービスセンター
介護保険事業者番号	2072800200
所在地	安曇野市三郷小倉6079-1
サービスを提供する対象地域	安曇野市・松本市

②職員体制

- (1)管理者 デイサービスの管理 1名
- (2)生活相談員 利用者の生活相談・家族との連絡調整・関係機関との連携 1名以上
- (3)看護職員 利用者の健康管理 1名以上
- (4)介護職員 利用者の介護 5名以上
- (5)機能訓練指導員 機能維持・向上訓練 1名以上 (看護と兼務含む)
- (6)運転手 利用者の送迎 1名以上

③営業日・営業時間

月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30

*定休日 日曜日・8月15日・16日及び12月29日から1月3日

11 小倉デイサービスセンターの介護予防通所介護サービスの特徴等

①運営方針

小倉デイサービスセンターでは、介護保険諸法令の趣旨及び社会福祉法人七つの鐘の運営方針『親切・誠実・清潔・協調・公正・明朗・創意』を念頭におき、地域と共生した施設となるよう努力します。

②サービスの充実のために

- ・職員の研修として県デイサービスセンター等主催の研修会に職員を派遣し、サービスの向上に努めています。
- ・個々の利用者の状態にきめ細かく対応できるように、ケース検討会等により職員間での連携を図っています。
- ・利用者の機能の維持向上に資するため、専門職種間での連携を図り、適切な状態把握と評価に努めます。

③非常災害対策

- ・ 防災時の対応 社会福祉法人七つの鐘「消防計画」に沿って対応します。
- ・ 防災設備 当施設内外に消火器、非難器具、誘導灯等の器具設備により、万一の火災等の災害に備えています。
- ・ 防災訓練 社会福祉法人七つの鐘「消防計画」に沿って防災訓練を実施します。
- ・ 防火責任者 事務長

12 当法人の概要

- 法人名 社会福祉法人七つの鐘
- 代表者 理事長 関 健
- 本部所在地 安曇野市三郷小倉 6 0 7 9 - 1
- 併設施設
 - ・ 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 小倉メナー
 - ・ 短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 小倉メナー
 - ・ 訪問介護 安曇野南訪問介護ステーション
 - ・ 居宅介護支援 安曇野南介護相談センター
 - ・ 通所介護・老養所 すずらん
 - ・ 通所介護 秋櫻
 - ・ 認知症対応型共同生活介護 なでしこ
 - ・ 通所介護(リハビリ特化型) デイサービスセンター山吹
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅 ロピテルー日市場
 - ・ 幼保連携型認定こども園 認定やまぶきこども園

13 第三者評価の実施の有無について

以上、重要事項についての説明と同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

- 〔住 所〕 安曇野市三郷小倉 6 0 7 9 - 1
- 〔法 人 名〕 社会福祉法人 七つの鐘
- 〔事業者名〕 小倉デイサービスセンター (事業所番号 2072800200)
- 〔理 事 長〕 関 健

利用者

- 〔住 所〕
- 〔氏 名〕

代理人

- 〔住 所〕
- 〔氏 名〕